

**「金融検査マニュアルの一部改訂(案)」
パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方**

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	1.(3)備考	第二地方銀行協会	<p>今回の改訂では、「債務者の実態的な財務内容の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金は、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する」とされているが、具体的にどのような要件を満たせば資本とみなすことができるのかを明確にしていきたい。</p> <p>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の「7.資本的劣後ローンの取扱い」では、中小・零細企業向けの要注意先債権で、債務者の経営改善の計画の一環として、一定の要件を満たす貸出金（資本的劣後ローン）に転換している場合には資本とみなすとされている。</p> <p>したがって、上記との関係も含め、借入金の資本性の観点から、資本的性質の十分性の具体的要件を明確化する必要があると考える。例えば、債務者の属性、また、今回の挑戦支援資本強化特例制度では新事業開始のための資金も想定されていることから、資金用途等の取扱いについても明確化が必要と考える。</p> <p>【ほか同旨10件】</p>	<p>債務者の財務内容の把握・評価は、財務諸表の数字といった形式にとられず、実態的に行う必要があります。このため、償還条件や金利等の借入条件が資本に準じた借入金は、十分な資本的性質が認められる借入金して当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うことになります。</p> <p>例えば、償還条件について長期の期限一括返済となっており、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定になっている劣後ローンは、十分な資本的性質が認められると考えられます。</p> <p>なお、本取扱いはあくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性や資金用途等により制限されるものではありません。</p>
2	1.(3)備考	全国信用金庫協会	<p>既存の融資について、十分な資本的性質が認められる要件を満たす形に条件変更で対応した場合も、資本とみなすことができるのか。</p>	<p>条件変更後の実態的な内容が、十分な資本的性質を有していれば、資本と見做すことができます。</p>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
3	1.(3)備考	全国信用金庫協会	<p>現行の金融検査マニュアルでは、別冊（中小企業融資編）において、DDSを資本とみなすことができるための要件が細かく規定されている。</p> <p>今般の改訂において、この要件にかかる部分の改訂が行われない場合、「DDS（既存の債権を劣後ローンに転換する場合）についてはあくまでも別冊（中小企業融資編）に記載されている全ての要件を満たさなければ資本とみなすことは認められない」といった解釈も可能となり、今般の改訂と2本立てになることから、金融検査の現場での運用の混乱を招くおそれもあるのではないか。</p>	<p>そもそも借入金に十分な資本的性質が認められる場合には、「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]7.資本的劣後ローン」(DDS)であるか否かにかかわらず、資本と見做すことができます。</p>
4	1.(3)備考	全国銀行協会	<p>「十分な資本的性質が認められる借入金」を自己資本とみなすことができるのは、債務者区分の検討における「債務者の実態的な財務内容の把握」に限定されたものであり、「貸出条件緩和債権の判定」および「貸倒引当金の算定」等については、通常の貸出金と同様に取り扱うという理解でよいか。</p> <p>【ほか同旨2件】</p>	<p>貸出条件緩和債権の判定にあたっては、通常の貸出金と同様の取扱いとなります。</p> <p>貸倒引当金の算定にあたっては、十分な資本的性質を有するという特性を勘案の上、例えば市場価格のない株式の評価に準じて貸倒見積高を算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行う必要があると考えます。</p>
5	1.(3)備考	全国銀行協会	<p>中小企業金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」以外で、「十分な資本的性質が認められる借入金」を民間金融機関で取扱った場合、当該借入金であることを他行ではどのようにして認識するのか、等の具体的な運用方法についてもお示しいただきたい。</p>	<p>債務者の他の金融機関からの借入の状況を含め、実質的な財務内容については、与信管理の観点から、各金融機関が自ら把握すべきものと考えます。</p>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
6	その他	全国信用金庫協会	<p>中小・零細企業において、いわゆる根雪的な融資として長期にわたり書換継続が行われている資金などの恒常的な借入金、事業を継続するうえで必要不可欠なものとなっている。</p> <p>つまり、相対的に資本金の脆弱な中小・零細企業にとっては当該借入金が疑似資本となっており、資本を補完する役割を果たしている。このことは、中小企業白書や経済白書においても述べられているところである。</p> <p>したがって、このような借入金についても資本とみなすことができるよう手当てすることが、真の中小企業金融の円滑化につながるものと考えます。</p>	ご意見として承ります。
7	1. 債権の分類方法	全国信用金庫協会	<p>平成19年4月に「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」の改正が行われ、金融再生法開示債権の定義に金融機関保証付私募債が追加されたことを踏まえ、検査マニュアルの「1. 債権の分類方法」の柱書き「債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払承諾見返）をいい」の部分についても、金融機関保証付私募債を追加すべきと思料する。</p>	<p>金融検査マニュアル・資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの（別表1 自己査定）2（3）において、金融機関保証付私募債については「私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じて、帳簿価額を分類する」としています。</p>